



盛岡市自転車活用推進計画（概要版）

1. はじめに

趣旨

自転車の活用による環境負荷の低減，国民の健康の増進等を図ることなどの重要な課題に対応するため，平成29年5月1日に自転車活用推進法（以下「法」という。）が施行となり，国では法第9条の規定に基づき，平成30年6月8日に自転車活用推進計画を策定している。

また，法第11条では，国・県の自転車活用推進計画を勘案し市町村版の自転車活用推進計画を定めるよう努めることを規定している。

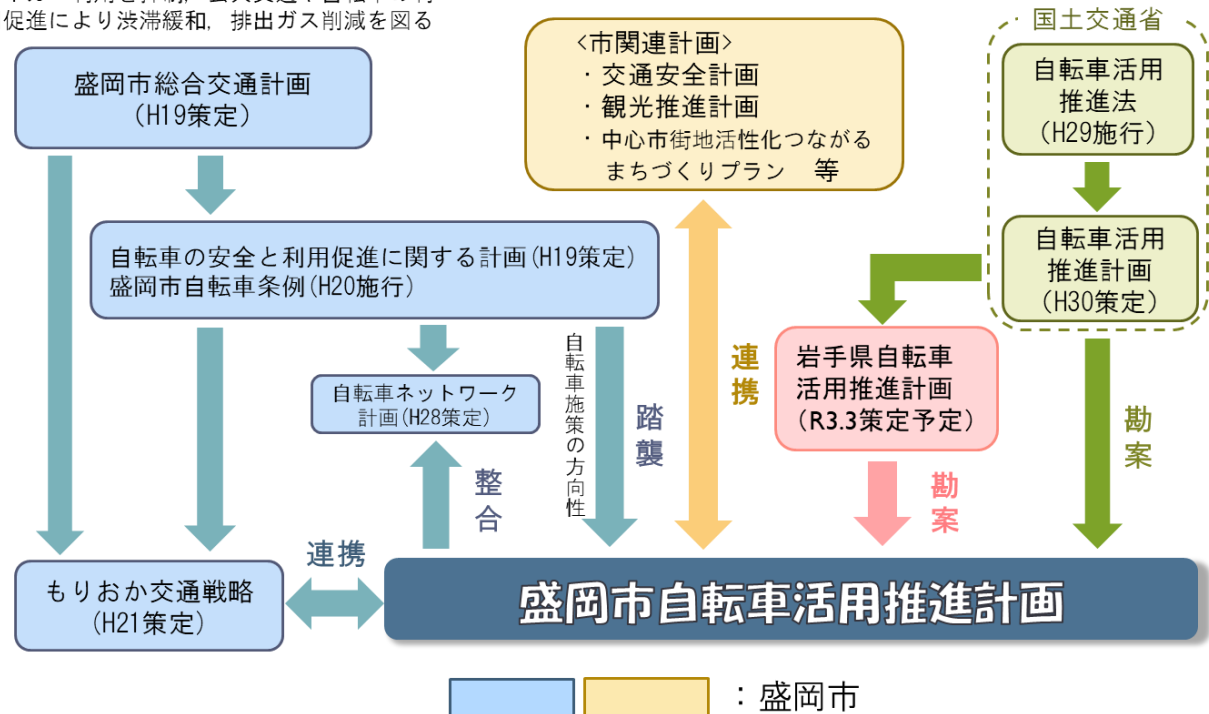
本市ではこれまで，マイカー利用を抑制し自転車の利用促進を図るため，自転車の利用環境整備や安全啓発等を実施してきたが，こうした国の動向を踏まえ，これまでの取組みをより効果的なものとしつつ，多様な視点から自転車利用を推進するため，本計画を策定するものである。

2. 計画の基本事項

（1）計画の位置づけ

本計画は，盛岡市における自転車施策の方向性を定めた「自転車の安全と利用促進に関する計画」の内容を踏襲するとともに，国・県の自転車活用推進計画及び市の関連計画を勘案し，多様な視点からの自転車利用について補完したものであり，自転車政策に関する総合的な計画として位置付けられる。

マイカー利用を抑制，公共交通や自転車の利用促進により渋滞緩和，排出ガス削減を図る



（2）計画期間

令和3年度～令和7年度の5年間

（3）自転車の特性

- ①手軽な交通手段……交通渋滞や入出庫による時間のロスが少ない。
- ②環境にやさしい交通手段……移動による二酸化炭素の排出が無い。
- ③健康的な交通手段……日常的な利用が健康増進につながる。
- ④観光推進に資する交通手段……移動しながらまちの様子に触れることができる。

3. 市の現状・課題

（1）現状

自転車利用状況	・ 7～9時の自転車利用数が多く，そのほとんどは通勤通学である。
自転車利用環境	・ 自転車ネットワーク計画における第一段階整備箇所は約25%が整備済である。
自転車事故の状況	・ 事故相手の90%が自動車であり，交差点での事故が全体の66%を占める。
自転車利用のマナー	・ 近年は車道順走の割合が増加し，歩道走行，逆走は減少傾向にある。
自転車関連の取組み	・ 交通安全教室，自転車利用マナー等の安全教育を実施している。
交通・観光・環境	・ 市内の混雑度は近年減少傾向にあるが，全国平均と比較すると高い。 ・ 運輸部門が占める一人あたりの二酸化炭素排出量割合は全国と比較して高い。 ・ 年間観光客入込数は近年増加傾向である。

（2）課題

- 課題1：自転車走行空間整備等の利用環境整備の促進
- 課題2：関係機関と連携した効果的な交通安全啓発の実施
- 課題3：自転車を利用する動機づけ
- 課題4：多様な自転車利用を推進するための環境づくり



盛岡市自転車活用推進計画（概要版）

4. 計画のビジョン・基本方針

（1）計画のビジョン

＜国自転車活用推進計画＞
自転車の活用を推進するためには
・安全、快適な利用環境の実現
・自転車利用者の利便性を向上
・自転車の利用が国民一人一人のQOLの向上につながり、自転車が魅力的なものとなること が重要

＜盛岡市総合交通計画＞
“自家用車は我慢、歩行者・自転車・公共交通優先の町を目指して”のキャッチフレーズを基に
「自動車利用者の自転車を思いやる気持ち」と「自転車を優先した施策の施行」

＜盛岡市の課題＞
自転車の活用を推進していくためには
・利用環境整備の促進
・効果的な交通安全啓発
・自転車を利用する動機づけ
・多様な自転車利用を推進するための環境づくり 等が求められる。

＜自転車の特性＞
自転車の活用を推進していくことによって..
・渋滞緩和につながる
・温室効果ガスの排出削減につながる
・健康増進につながる
・まちの様子に触れる機会が増える

【計画のビジョン】
自転車誰でも安全で快適に利用できる交通手段として暮らしに定着することを目指す。

（2）基本方針・目標

基本方針1・・自転車が利用しやすい環境整備
【目標】自転車や歩行者が安全で安心して利用できる自転車走行空間の確保や駐輪場の確保など、自転車が利用しやすい環境の整備を図る。

基本方針2・・自転車事故のない安全で安心な社会の実現
【目標】自転車が車両として守るべきルールの周知やマナー向上を図り、自転車・歩行者・自動車が互いに尊重しあう安全で安心な交通環境を目指す。

基本方針3・・自転車が暮らしの中に定着するための取組み
【目標】自転車の活用推進に関する取組みの充実を図ることで、自転車が身近な交通手段として暮らしの中に定着することを目指す。

5. 具体施策

【基本方針1】
①自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行空間の整備
②地域のニーズに応じた駐輪場の整備
③自転車条例に基づく放置自転車対策の実施
④「普通自転車歩道通行可」の規制解除の検討

【基本方針2】
⑤幅広い世代への交通安全教育の実施
⑥自転車のルール・マナーに関する指導啓発活動
⑦損害賠償責任保険等の加入促進
⑧季節・天候に合わせた適切な自転車利用の周知
⑨通勤・通学ルートを中心とした安全対策

【基本方針3】
⑩自転車通勤の促進
⑪自転車活用推進に関する広報啓発
⑫貸し自転車事業の充実
⑬サイクルツーリズム等の推進
⑭日常業務での自転車活用の検討

6. 評価指標

評価指標	現状値	目標値（R7）
自転車の通行ルール・マナー（車道順走）を守っている人の割合	80%（R2）	90%
通勤通学時間帯（7～9時）における自転車関連人身事故件数	32件（R1）	13件
自転車で快適に移動できると思う人の割合	35.0%（R1）	42.0%
放置自転車の台数	1,271台（R2）	1,100台
通勤に自転車を利用する割合	7.5%	14.0%
貸し自転車利用台数	3,738台	5,600台
市内の防犯登録台数	14,269台	16,000台
サイクルルートの設定数	0路線	3路線